

特定有料老人ホームの融資条件の拡充に伴う (サービス付き高齢者向け住宅への融資制度)のご案内

平成25年度より特定有料老人ホームの融資条件が拡充されたことに伴い、一定の要件を満たすサービス付き高齢者向け住宅を整備する場合に、下記の機構資金が利用できます。

《融資対象》

次の(1)～(4)のすべての要件に該当する場合となります。

- (1) 次の①から④のサービスのいずれかを供与するものであること
(老人福祉法第29条第1項に規定する有料老人ホームに該当するものであること)
①入浴、排せつ又は食事の介護 ②食事の提供 ③洗濯、掃除等の家事 ④健康管理
- (2) 養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、病院、介護老人保健施設、介護医療院に隣接していること
- (3) 入居定員が50人未満であること
- (4) 利用料が比較的低廉であり、かつ、入居者には原則として利用料以外の費用を負担させないこと

《融資を受けられる方》

- (1) 社会福祉法人 (2) 日本赤十字社 (3) 医療法人 (4) 一般社団・財団法人

《融資条件》

区分	条件
償還期間(据置期間)	20年以内(2年以内)
融資率	70%
融資限度額	担保評価額×70%
貸付利率	金利については、こちらをご覧ください。
担保	原則として、融資の対象となる建物及び敷地
保証人	個人保証又は保証人不要制度

※ 保証人不要制度は、貸付利率に0.05%を上乗せすることにより個人保証を不要とする制度です。

ご連絡先

施設開設地が東日本(石川県、岐阜県、三重県より東の地域)の方

◎東京本部福祉医療貸付部福祉審査課融資相談係

TEL (03) 3438-9298

FAX (03) 3438-0659

施設開設地が西日本(福井県、滋賀県、奈良県より西の地域)の方

◎大阪支店福祉審査課融資相談係

TEL (06) 6252-0216

FAX (06) 6252-0240

福祉医療機構ホームページアドレス <https://www.wam.go.jp/hp>